

告示

埼玉県告示第百六十五号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月九日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十五年度	地籍図十九枚	大達原第四（大	平成二十八年
	平成二十六年	地籍簿一冊	滝の一部）	二月四日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年月日
				証